

川島桶川資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例施行規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付の方法)

第 2 条 条例第 1 条の手数料（第 4 条において「手数料」という。）は、現金により納めなければならない。

(交付の方法)

第 3 条 書面等を複写機により用紙に複写し、又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力する場合において、日本産業規格 A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番又は B 列 5 番の用紙の大きさに複写し、又は出力することができないときは、分割して複写し、又は出力するものとする。

(手数料の減免)

第 4 条 審理員等は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下この条において「法」という。）第 3 8 条第 1 項（法第 6 6 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 8 条第 1 項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、これらの規定による交付の求め 1 件につき 2, 0 0 0 円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 3 8 条第 1 項又は法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 8 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載

した書面を審理員等に提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。